

ファイルの紹介 と 必要ファイルのフローチャート

- 1 「作成要領」「記載例・チェックシート」提出に必要な「様式」をダウンロードする。
なお「作成要領」は、このフローチャートの後に掲載しています。

1 作成要領：『産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書の作成要領』

2 記載例・チェックシート『図解記載例と、よくある間違い・提出時チェックシート』

3 様式『様式第三号』

- 2 ダウンロードしたファイルをよくお読みいただき、必要事項を入力・記載して、当課に提出してください。

なお、4 関連資料「Q&A」「規定（抜粋）」は「産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の作成要領」を読んでいただいた上で、不明な点がでてきた場合にお読みください。

さらに、ご不明な点がありましたら下記担当部署まで問い合わせください。

佐賀県 県民環境部
循環型社会推進課 産業廃棄物担当
電話：0952-25-7108

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書の 作成要領

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(第 12 条の 3 第 7 項)に基づき、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した排出事業者(二次マニフェストを交付した中間処理業者を含む)は、平成 20 年 4 月 1 日から、前年度に交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況について、事業場ごとに取りまとめた報告書を、「様式第三号」により作成し、毎年 6 月 30 日までに、事業場の所在地を管轄する都道府県知事等に報告しなければなりません。

本作成要領は、この制度について佐賀県に提出する際の、記載事項等について以下のよう
に作成したものです。

※記入例を改善し、項目によっては、記入する名称等を規定・変更しております。以前提出していただいた事業者の方も、必ずもう一度目を通し、確認をお願い致します。

(なお、各都道府県等によって、取扱いが異なります。佐賀県外から排出された廃棄物に
関しては、事業場の所在地の都道府県又は政令市に提出が必要です。取扱いについては、
それぞれの都道府県等にお問い合わせください。)

佐賀県 県民環境部 循環型社会推進課 産業廃棄物担当 電話 : 0952-25-7108
--

1. 記入方法

対応する管理票の項目

様式第二号の十五(第八条の二十一関係)

産業廃棄物管理票									
交付年月日	令和 年 月 日	交付番号	交付担当者		氏名				
事業者	氏名又は名称		事業場		名称				
	住所 〒				所在地 〒				
	電話番号				電話番号				
産業廃棄物	種類				数量	荷姿			
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)								
最終処分の 場所	所在地								
運搬受託者	氏名又は名称		運搬先の 事業場		名称				
	住所 〒				所在地 〒				
	電話番号				電話番号				
処分受託者	氏名又は名称		積替え 又は保管		名称				
	住所 〒				所在地 〒				
	電話番号				電話番号				
運搬担当者	氏名	受領欄	運搬終了年月日	令和 年 月 日	有価物捨集料				
処分担当者	氏名	受領欄	処分終了年月日	令和 年 月 日	最終処分終了年月日		令和 年 月 日		
最終処分を 行った場所	所在地								

様式第三号 (第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和〇〇年度)

佐賀県知事 様

令和△△年△月△△日

報告者 住所 〒 氏名 (法人にあたっては名称及び代表者の氏名) 電話番号 作成担当者

産業物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和〇〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		6				業種	7			
事業場の所在地		電話番号								
番号	産業廃棄物の種類及びコード	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	
1	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
3										
4										

備考
1. (以下省略)

1/2 ページ 18 (日本産業規格 A列4番)

1) 記入する上での共通注意事項

- 1.住所は、必ず都道府県名から記入してください。
- 2.屋号は使用できません。法人名に「株式会社」や「有限会社」等がある場合も省略せず、正式名称を記入してください。

2) 項目ごとの記入内容

項目	説明
① 報告年度	マニフェストを 交付した年度 を、二箇所共に記入します。
② 宛名	佐賀県知事 様 と記入します。
③(再)提出日	(再)提出日 を記入します。
④ 報告者の住所	報告者の住所（法人の場合は本社の住所）を記入します。 <u>原則として報告者は法人にあっては代表者の職名・氏名を記入することになりますが、代表者でなくても、社内で産業廃棄物の契約権限が委譲されている場合は、権限を委譲された方（支社長、支店長等）の名前でも構いません。その場合、以下の住所、電話番号についても、代表者の氏名の記載方法に準じて、該当場所のものを記入してください。</u>
報告者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	法人の場合： 法人名 + 代表者の役職及び氏名 個人の場合： 事業主の氏名 （※屋号は使用しないこと）を記入します。押印は不要。
電話番号	報告者の電話番号を、市外局番から記入します。
⑤報告(作成) 担当者	本報告に関する[担当者の所属]、[氏名]、[電話番号]を記入します。 特に④と異なる場合、問い合わせが出来ませんので、必ず記入してください。氏名欄と同じ場合でも、記入漏れと区別する為、名前だけでも記入してください。
⑥事業場の 名称、 所在地、 電話番号	1) マニフェストの「事業場（排出事業場）」に記載されている名称、所在地、電話番号を記入します。 * 報告者と同じである場合も記入します。 2) 建設系の事業所等で、設置期間が短期間である場合、又は、設置機関が短期間でない場合でも所在地が一定しない事業所が複数ある場合は、1事業場としてまとめた上で提出します。 ⇒その際、 事業場の名称と事業場の所在地に「佐賀県内の事業場（〇〇ヵ所）」と記入してください。 3) 電話がない場合、事業場の電話番号は「なし」で構いません。
⑦業種	別表1 日本標準産業分類の「中分類」から報告者の業種を1つ選択し、「コード(英字1桁と数字2桁)+名称」で記入します。 令和5年6月に日本標準産業分類が改定されています。

項目	説明
⑧番号	<p>1 から順に振ります。委託した産業廃棄物の種類、運搬受託者、運搬先の住所（処分場所）、処分受託者ごとにマニフェストを取りまとめ、いずれかが異なるごとに改行します。</p> <p>ただし、積替え保管や、区間を分けて 2 以上の収集運搬業者に委託する場合は、【記入例 1】 のようになります。</p>
⑨産業廃棄物の種類及びコード	<p>マニフェストの「産業廃棄物の種類」欄に記載（チェック）されている内容を確認し、産業廃棄物の種類ごとに「コード（数字 4 桁）＋名称」で記入します。（別表 2 参照）</p> <p>特に、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物は、許可自体が異なります。⑫や⑬の項目と関連しますのでコード、名称選択時はご注意ください。</p> <p>なお、産業廃棄物の種類に例示のない 2 種類以上の材質からなる廃棄物（別表 2 の◇項目等、マニフェストの産業廃棄物廃棄物の種類欄に、二つ以上のチェックがされている場合は、チェックされている項目を、全て書き出します。 廃電気機械器具、廃電池類、混合廃棄物等がこれにあたります。</p> <p>記入の仕方：（例 1）3500 廃電池類「乾電池」（汚泥、廃プラスチック類、金属くず）</p> <p>（例 2）◇項目以外の混合廃棄物→〔1200 金属くず、0600 廃プラスチック類〕のように、すべて「コード＋名称」で同一欄内に書き出します。（P9～P12 参照）</p>
⑩排出量（t）	<p>排出量の合計を記入します。マニフェストに「t」以外の単位で数量が記載されている場合も、必ず、「t」に換算してください。換算方法は別表 2 を参考にしてください。</p> <p>最小値は小数点第 3 位まで記入します。小数点第 4 位以下は、四捨五入します。1kg 未満の場合は、0.001t（全て小数点第 3 位に切り上げ）と記入します。</p> <p>例）12kg=0.012t 0.456kg=0.001t</p> <p>その際、千の単位の「,」（カンマ）と小数点の「.」（ピリオド）は混同しないようご注意ください。「,」（カンマ）は不要です。</p>
⑪管理票の交付枚数	<p>上記⑧でそれぞれ取りまとめた、マニフェストの交付枚数（A 票の枚数）を記入します。</p>
⑫運搬受託者の許可番号	<p>11 桁で収集運搬受託者が廃棄物を積み込む場所の県から受けている許可番号を記入します。「佐賀県は 041～」始まる許可番号です。</p> <p>許可番号は、委託契約書内や、添付されている収集運搬業者の許可証の写しに記載されています。</p> <p>通常の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の番号は異なります。また、収集運搬と処分の許可番号とも異なりますので必ず確認してください。 自社運搬の場合「*」と記入します。</p> <p>041 53 123456</p> <p>都道府県市番号 業の種類 固有番号</p>
⑬運搬受託者の氏名又は名称	<p>マニフェストの「運搬受託者」欄に記載されている「氏名又は名称」を記入します。</p> <p>屋号ではなく、必ず許可証の氏名（名称）を記入してください。</p> <p>また、自社運搬の場合「自己運搬」と記入します。（【記入例 2】参照）</p>

<p>⑭運搬先の住所</p>	<p>廃棄物の運搬先（マニフェストの「運搬先の事業場」欄または、建設系廃棄物マニフェストでは、「運搬先の事業場（処分業者の処理施設）」に記載されている住所）を記入します。</p> <p>処分業者は、処理施設を複数有している場合もあります。処理施設によって処分できる許可品目が異なりますので、マニフェストに書かれているとおり、都道府県以降の住所も記入してください。</p> <p>「運搬受託者」や「処分受託者」の住所を記入する欄ではありません。</p> <p>収集運搬業者の所在地（運搬受託者の住所）ではありません。ただし、(1) 直行用マニフェストや、建設系廃棄物マニフェスト利用で、「積替え又は保管」に記載がある場合や、(2) 積替え保管用のマニフェスト利用で、「運搬先の事業場の積替え保管」にチェックがある場合は、その住所を一行目に書き、二行以降にわたる記載が必要となりますので、ご注意ください。（【記入例 1】参照）</p>
<p>⑮処分受託者の許可番号</p>	<p>11桁で、処分場の所在する、処分受託者の許可番号を記入します。</p> <p>許可番号は、処分場を有する住所の許可番号を記入します。番号は、委託契約書や、契約書に添付されている処分業者の許可証の写しに記載されています。</p> <p>通常の産業廃棄物と、特別管理産業廃棄物の許可番号は異なります。</p> <p>また、収集運搬と処分の許可番号とも異なりますので必ず確認してください。</p> <p>自己運搬の場合「*」と記入します。</p>
<p>⑯処分受託者の氏名又は名称</p>	<p>マニフェストの「処分受託者」欄に記載されている「氏名又は名称」を記入します。</p> <p>屋号ではなく、必ず許可証の氏名（名称）を記入してください。</p> <p>また、自社処分の場合「自己処分」と記入します。（【記入例 2】参照）</p> <p>売却の場合は、「氏名又は名称」の後に（有償売却）等わかるよう記入してください。</p> <p>（【記入例 4】参照）</p>
<p>⑰処分場所の住所</p>	<p>この欄は空欄で構いません。</p> <p>排出された廃棄物が、最初に処分される場所。すなわち、マニフェストの「運搬先の事業場（処分事業場）」を記入する欄であり、通常、運搬先の住所欄と同じ内容が入ります。</p> <p>ここで、報告様式下段の「備考 6」にあたり、記入不要となります。</p> <p>「最終処分を行った住所」や「処分受託者の住所」を記入する欄ではありません。</p>
<p>⑱ページ数</p>	<p>「現在のページ／総ページ数」を記入します。</p>

3) 記入例

【記入例1】積替え保管や区間委託を行った場合、各収集運搬業者の運搬先を、運搬の順がわかるように記入します。〔の部分も記入してください。〕

番号	産業廃棄物の種類及びコード	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称
1	3500 廃電池類「乾電池」(汚泥、廃プラスチック類、金属くず)	3.8	1	A社の許可番号	A社	「積替え保管施設1」の住所		
1	二行目以降も、廃棄物を積み込む場所を所管する行政庁の、収集運搬の許可番号を記入します。			B社の許可番号	B社	「積替え保管施設2」の住所		
1				C社の許可番号	C社	「運搬先の事業場」の住所	D社の許可番号	D社

【記入例2】①自己運搬した場合（自社運搬で処分場に持ち込む場合）

②自己処分した場合（収集運搬業者に委託し自社処理施設で処理した場合）

①運搬受託者の許可番号に【*】、運搬先受託者の氏名又は名称に【自己運搬】と記入します。

②処分受託者の許可番号に【*】、処分受託者の氏名又は名称に【自己処分】と記入します。

番号	産業廃棄物の種類及びコード	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称
1	2000 建設混合廃棄物（廃プラスチック類、木くず、がれき類）	0.2	2	*	自己運搬	「運搬先の事業場」の住所	×△×△× △○○○△	(株)△△産業
2	0700 紙くず	0.2	2	×△×△× △○○○△	(有)○○運送	「運搬先の事業場」の住所	*	自己処分

【記入例3】A社がB社に再委託を行った場合

運搬や処分を再委託した場合は、実際に収集運搬や処分を行った再委託者を記入します。

番号	産業廃棄物の種類及びコード	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称
1	0100 燃え殻	2.5	5	B社の許可番号	B社	「運搬先の事業場」の住所	C社の許可番号	C社

【記入例4】運搬費を支払って、売却した場合

収集運搬の部分については、廃棄物処理法の適用を受けますので、マニフェストの交付も必要になります。処分受託者の許可番号に【*】、「処分受託者の氏名又は名称」の欄に「買取った氏名（事業者名）と(有償売却)」を記入します。

番号	産業廃棄物の種類及びコード	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称
1	1500 がれき類	13	4	×△□■× △○○○	(株)□○運送	「運搬先の事業場」の住所	*	(株)×□建設（有償売却）

別表1 業種一覧

- ・ 業種は、下表の「中分類」から1つ選択し「コード+名称」で記入してください。
- ・ 事業場で複数の事業を行っている場合は、産業廃棄物の排出に係る、主たる業種1つを選んでください。
- ・ 事業場が本社の場合は、会社全体の主たる業種を選んでください。
- ・ どれにあてはまるのかわからない場合など、分類方法は、詳細は総務省のホームページ日本標準産業分類（令和5年6月改定）の分類項目名、説明及び内容例示を参照してください。

・ よくある間違い

- ① 自社製品の倉庫：本業の業種を記入すること（倉庫業は間違い）

例) 医薬品メーカーの自社製品倉庫は「E16 化学工業」

- ② 保健所：「P84 保健衛生」となる。（地方公務は、本来の立法・行政事務を行う事業場のみ）※公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱います。

大分類	中分類			
農業、 林業	A01 農業 A02 林業	E23 非鉄金属製造業 E24 金属製品製造業 E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具製造業 E27 業務用機械器具製造業 E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E29 電気機械器具製造業 E30 情報通信機械器具製造業 E31 輸送用機械器具製造業 E32 その他の製造業		
漁業	B03 漁業（水産養殖業を除く） B04 水産養殖業			
鉱業、採石業、砂利採取業	C05 鉱業、採石業、砂利採取業			
建設業	D06 総合工事業 D07 職別工事業（設備工事業を除く） D08 設備工事業			
製造業	E09 食料品製造業	電気・ ガス・熱供給・水道業		
	E10 飲料・たばこ・飼料製造業		F33 電気業	
	E11 繊維工業		F34 ガス業	
	E12 木材・木製品製造業（家具を除く）	E13 家具・装飾品製造業	F35 熱供給業	
	E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	F36 水道業	
	E15 印刷・同関連業	E15 印刷・同関連業	情報通信業	
	E16 化学工業	E16 化学工業		G37 通信業
	E17 石油製品・石炭製品製造業	E17 石油製品・石炭製品製造業		G38 放送業
	E18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	E18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）		G39 情報サービス業
	E19 ゴム製品製造業	E19 ゴム製品製造業		G40 インターネット付随サービス業
	E20 なめし革・同製品・毛皮製造業	E20 なめし革・同製品・毛皮製造業	G41 映像・音声・文字情報制作業	
	E21 窯業・土石製品製造業	E21 窯業・土石製品製造業	運輸業、 郵便業	
E22 鉄鋼業	E22 鉄鋼業	H42 鉄道業		
		H43 道路旅客運送業		
		H44 道路貨物運送業		
		H45 水運業		
		H46 航空運輸業		
		H47 倉庫業		
		H48 運輸に付随するサービス業		
		H49 郵便業（信書便事業を含む）		

大分類	中分類			
卸売業、 小売業	I50 各種商品卸売業	宿泊業、 飲食サー ビス業	M75 宿泊業	
	I51 繊維・衣服等卸売業		M76 飲食店	
	I52 飲食料品卸売業		M77 持ち帰り・配達飲食サー ビス業	
	I53 建築材料、鉱物・金属材料等 卸売業		生活関連 サービス 業、娯楽 業	N78 洗濯・理容・美容・浴場業
	I54 機械器具卸売業			N79 その他の生活関連サービス 業
	I55 その他の卸売業			N80 娯楽業
	I56 各種商品小売業			教育、 学習支援 業
	I57 織物・衣服・身の回り品小売 業		O82 その他の教育、学習支援業	
	I58 飲食料品小売業		医療、 福祉	
	I59 機械器具小売業			P84 保健衛生(保健福祉事務所)
	I60 その他の小売業			P85 社会保険・社会福祉・介護 事業
I61 無店舗小売業	複合サー ビス事業	Q86 郵便局		
金融業、 保険業		J62 銀行業		Q87 協同組合（他に分類されな いもの）
	J63 協同組織金融業	サービス 業（他に 分類され ないもの）	R88 廃棄物処理業	
	J64 貸金業、クレジットカード業 等非預金信用機関		R89 自動車整備業	
	J65 金融商品取引業、商品先物取 引業		R90 機械等修理業（別掲を除く）	
	J66 補助的金融業等		R91 職業紹介・労働者派遣業	
	J67 保険業（保険媒介代理業、保 険サービス業を含む）		R92 その他の事業サービス業	
	不 動 産 業、物品 賃貸業		K68 不動産取引業	R93 政治・経済・文化団体
K69 不動産賃貸業・管理業			R94 宗教	
K70 物品賃貸業		R95 その他のサービス業		
学 術 研 究、専 門・技術 サービス 業	L71 学術・開発研究機関	公務（他 に分類さ れるもの を除く）	S97 国家公務	
	L72 専門サービス業（他に分類 されないもの）		S98 地方公務	
	L73 広告業			
	L74 技術サービス業（他に分類 されないもの）			

分類不能の産業は、「主として調査票の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。」として日本標準産業分類総説に記載されている為、こちらの選択肢の中に記載しておりません。

<問い合わせの多かった業種>

具体的な業種	中分類
解体工事業	D07 職別工事業
自動車解体業（解体を主とするもの）	I53 建築建材、鉱物・金属材料等卸売業
（部品取りを主とするもの）	I54 機械器具卸業
スーパー・百貨店	I56 各種商品小売業
薬局・薬店 ガソリンスタンド	I60 その他の小売業
獣医業	L74 技術サービス業（他に分類されないもの）
歯科技工所	P83 医療業

別表 2 産業廃棄物の種類 と 重量換算係数 (参考値)

・産業廃棄物の種類は、下表の左欄から選択し記入してください「番号、名称（ ）内まで」
 ・中、右欄については< P 16 産業廃棄物の体積から重量への換算係数表 (参考値) について >に従ってください。

- ◇項目は、2 種類以上の材質からなる廃棄物です。P9<記入する際の注意事項>①に従ってください。
- 中欄は、電子マニフェストの産業廃棄物の分類に準じております。マニフェストの名称と、入力支援画面から選択後の名称表記と若干異なるものもありますので、ご注意ください。
 例) 7000 引火性廃油→7000 燃えやすい廃油

<記入する際の注意点>

① なお、産業廃棄物の種類に例示のない2種類以上の材質からなる廃棄物(別表2の◇項目等、マニフェストの産業廃棄物廃棄物の種類欄に、二つ以上のチェックがされている場合)は、チェックされている項目を、「産業廃棄物の種類及びコード欄」に全て書き出します。

廃棄物の名称	該当する産業廃棄物の種類と、 報告書の記載例
パソコン	3100 廃電気機械器具「パソコン」(廃プラスチック類、金属くず)
自動販売機	3100 廃電気機械器具「自動販売機」(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず)
蛍光器具	3111 「蛍光器具」(金属くず、ガラスくず)、水銀使用蛍光管のコードは 2522
乾電池	3500 「乾電池」(汚泥、廃プラスチック類、金属くず)、水銀使用電池のコードは、2510

【重要事項】

前年の報告書で、「排出段階で複数の産業廃棄物が分類されているのにも関わらず、1枚のマニフェストで複数の産業廃棄物の種類欄をチェックし、産業廃棄物を排出している」報告が多くみられました。

マニフェストは、**廃棄物の種類ごと**に交付することが義務付けられています。

(法施行規則第8条の20第1号)。

排出段階で分別が可能な場合は、運用方法を見直し、廃棄物の種類ごとにマニフェストを交付してください。

ただし、パソコンなどのように、排出段階で複数の種類の廃棄物が一体不可分の状態で混同している場合は1枚のマニフェストにまとめることが認められています。

② 「廃酸」「廃アルカリ」については、性質によりそれぞれ4種類の異なる分類となります。
「コード+名称」選択時にご注意ください。

② 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合、「2440 がれき類（石綿含有産業廃棄物）」や、「2420 ガラスくず（石綿含有産業廃棄物）」のように記入してください。

【建設系産業廃棄物マニフェスト使用の場合】、マニフェスト記載の産業廃棄物の種類の名称が異なりますのでご注意ください。以下の項目にあてはまります。

マニフェスト記載内容	本報告書に入力する 産業廃棄物の種類及びコード
01 コンクリートがら	1500 がれき類
02 アスコンがら	
03 その他がれき類	1500 がれき類
04 ガラス・陶磁器くず	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
11 建設汚泥	0200 汚泥
マニフェスト記載内容	本報告書に入力する 産業廃棄物の種類及びコード
15 廃石膏ボード（石綿を含まない場合）	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
07 混合（安定型のみ）	2000 建設混合廃棄物（ここに○のついている具体的名称を書き出します） ←ほとんど上記に当てはまると思いますが、それ以外のときは、 ○のついているすべての産業廃棄物の種類を〔1200 金属くず、0600 廃プラスチック類〕のように、すべて「コード+名称」で同一欄内に書き出します。 ※建設混合廃棄物とは、建設工事現場や解体現場などから排出される建設廃棄物のうち、ガラスくずやがれき、コンクリート片など多種多様な素材が交じり合った廃棄物のことです。
16 混合（管理型含む）	

以下の種類は、表の業種に該当する場合に、産業廃棄物となります。

種類	業種等
紙くず	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） 2. パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業 （新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る） 3. 出版業（印刷出版を行うものに限る） 4. 製本業及び印刷加工業 5. PCBが塗布され、又は染み込んだもの（全業種）
木くず	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設業工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） 2. 木材または木製品製造業者（家具の製造業を含む） 3. パルプ製造業及び輸入木材の卸売業 4. 物品賃貸業に係る木くず 5. 貨物の流通のために使用したパレット （パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む） 6. PCBが染み込んだもの（全業種）
繊維くず	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） 2. 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業者を除く） 3. PCBが染み込んだもの（全業種）
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜及び食鳥処分場において処理をした食鳥
動物のふん尿	畜産農業から排出されるふん尿（畜産類似業を含む。）
動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどの死体

よって、これ以外の事業活動で発生した物

1. 魚市場、卸小売業、飲食店、食堂から排出される、生ごみ（残飯、野菜くず、魚介類等）
2. オフィスから排出される、紙くず、木製机等
3. 造園業から排出される、剪定木等

については「事業系一般廃棄物」となります。

別表 2・ ・【産業廃棄物の種類および重量換算係数】

報告書に記載する 産業廃棄物の種類	産業廃棄物の種類			重量換算係数 (t/m ³)
	コード	大分類	中分類 小分類	
0100 燃えがら	0100	燃え殻		1.14
	0110		焼却灰	1.14
	0111		石炭灰	1.14
	0112		廃棄物の焼却灰	1.14
	0120		廃カーボン・活性炭	1.14
0200 汚泥	0200	汚泥(泥状のもの)		1.10
	0210		有機性汚泥	1.10
	0211		下水汚泥	1.10
	0220		無機性汚泥	1.10
	0221		建設汚泥(残土を除く)	1.10
	0222		上水汚泥	1.10
0300 廃油	0300	廃油		0.90
	0310		一般廃油	0.90
	0311		鉱物性油	0.90
	0312		動植物性油	0.90
	0320		廃溶剤	0.90
	0330		固形油	0.90
	0340		油でい	0.90
0400 廃酸	0400	廃酸		1.25
	0401		写真定着廃液	1.25
0500 廃アルカリ	0500	廃アルカリ		1.13
	0501		写真現像廃液	1.13
0600 廃プラスチック類	0600	廃プラスチック類		0.35
	0601		廃タイヤ	0.20
	0602		自動車用プラスチックバンパー	0.20
	0603		廃農業用ビニール	0.20
	0604		プラスチック製廃容器包装	0.10
	0605		発泡スチロール	0.02
	0606		発泡ウレタン	0.02
	0607		発泡ポリスチレン	0.03
	0608		塩化ビニル製建設資材	0.20
0700 紙くず	0700	紙くず		0.30
	0710		建設工事の紙くず	0.30
	0711		ダンボール	0.30
0800 木くず	0800	木くず		0.55
	0810		建設工事の木くず	0.55
	0811		伐採材・伐根材	0.55
0900 繊維くず	0900	繊維くず(天然繊維くず)		0.12
	0910		建設工事の繊維くず	0.12
1000 動・植物性残渣	1000	動・植物性残渣		1.00
4000 動物系固形不要物	4000	動物系固形不要物		1.00
1100 ゴムくず	1100	ゴムくず(天然ゴムくず)		0.52

別表 2・・【産業廃棄物の種類および重量換算係数】

報告書に記載する 産業廃棄物の種類	コード	産業廃棄物の種類			重量換算係数 (t/m ³)
		大分類	中分類	小分類	
1200 金属くず	1200	金属くず			1.13
	1210		鉄くず		1.13
	1220		非金属くず		1.13
	1221		鉛製の管又は板		1.13
	1222		電線くず		1.13
1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1300	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず			1.00
	1310		ガラスくず		1.00
	1311		カレット		1.00
	1312		廃ブラウン管(側面部)		0.50
	1313		ガラス製廃容器包装		0.50
	1314		ロックウール		0.30
	1315		石綿(非飛散性)		0.50
	1316		グラスウール		0.20
	1317		岩綿吸音版		0.30
	1320		陶磁器くず		1.00
	1321		コンクリートくず		1.50
	1322		石膏ボード		0.30
	1323		ALC(軽量気泡コンクリート)		0.50
1400 鋳さい	1400	鋳さい			1.93
	1401		スラグ		1.93
1500 がれき類	1500	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)			1.48
	1501		コンクリート破片		1.48
	1502		アスファルト・コンクリート破片		1.48
1600 動物のふん尿	1600	動物のふん尿(畜産農業から排出されたもの)			1.00
1700 動物の死体	1700	動物の死体(畜産農業から排出されたもの)			1.00
1800 ばいじん	1800	ばいじん(工場の排ガスを処理して得られるばいじん)			1.26
1900 13号廃棄物	1900	処分するために処理したもの(13号廃棄物)			1.00
2000 ◇建設混合廃棄物	2000	◇建設混合廃棄物			0.26
	2010		◇安定型建設混合廃棄物		0.26
	2020		◇管理型建設混合廃棄物		0.26
	2021		◇新築系混合廃棄物		0.26
	2022		◇解体系混合廃棄物		0.26
2100 ◇安定型混合廃棄物	2100	◇安定型混合廃棄物(内訳を入力する必要あり)			0.26
2200 ◇管理型混合廃棄物	2200	◇管理型混合廃棄物(内訳を入力する必要あり)			0.26
2300 ◇シュレッダーダスト	2300	◇シュレッダーダスト			0.26
2410 ◇建設混合廃棄物(石綿含有産業廃棄物)	2410		建設混合廃棄物		0.26
2420 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)	2420		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		1.00
2430 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物)	2430		廃プラスチック類		0.35
2440 がれき類(石綿含有産業廃棄物)	2440		がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)		1.48
2450 紙くず(石綿含有産業廃棄物)	2450		紙くず		0.30
2460 木くず(石綿含有産業廃棄物)	2460		木くず		0.55
2470 繊維くず(石綿含有産業廃棄物)	2470		繊維くず(天然繊維くず)		0.12

別表 2・ ・【産業廃棄物の種類および重量換算係数】

報告書に記載する 産業廃棄物の種類	産業廃棄物の種類			重量換算係数 (t/m ³)
	コード	大分類	中分類 小分類	
2500水銀使用製品産業廃棄物	2510		電池類 水銀電池、空気亜鉛電池	1.00
	2520		照明機器	0.15
	2521		照明機器 HIDランプ(水銀灯)	0.15
	2522		照明機器 蛍光ランプ・水銀ランプ	0.15
	2530		医薬品等	0.05
	2531		医薬品等 農薬	0.20
	2532		医薬品等 医薬品	0.05
	2540		電池類、照明機器、医薬品等、水銀回収義務付け製品以外の製品	1.00
	2550		水銀回収義務付け製品(計測器以外)	1.00
	2551		水銀回収義務付け製品(計測器以外)スイッチ及びリレー	1.00
	2560		水銀回収義務付け製品(計測器)	1.00
	2561		水銀回収義務付け製品(計測器)水銀体温計	0.28
	2562		水銀回収義務付け製品(計測器)水銀血圧計	0.48
2610水銀含有ばいじん等	2610		ばいじん	1.26
	2620		燃え殻	1.14
	2630		汚泥	1.10
	2640		廃酸	1.25
	2650		廃アルカリ	1.13
	2660		銹さい	1.91
3000 ◇廃自動車	3000		◇廃自動車	1.00
	3010		◇廃二輪車	1.00
	3011		◇バイク	1.00
	3012		◇自転車	1.00
3100 ◇廃電気機械器具	3100		◇廃電気機械器具	1.00
	3101		◇廃パチンコ機及び廃パチスロ機	1.00
	3102		◇プリント配線板	1.00
	3103		◇テレビジョン受信機	1.00
	3104		◇エアコンディショナー	1.00
	3105		◇冷蔵庫	1.00
	3106		◇洗濯機	1.00
	3107		◇電子レンジ	1.00
	3108		◇パーソナルコンピュータ	1.00
	3109		◇電話機	1.00
	3110		◇自動販売機	1.00
	3111		◇蛍光器具	1.00
	3112		◇冷凍庫	1.00
3210医療用計測器類	3211		水銀体温計(平成29年9月30日廃止)	0.28
	3212		水銀血圧計(平成29年9月30日廃止)	0.48
3500 ◇廃電池類	3500		◇廃電池類	1.00
	3510		◇鉛蓄電池	1.00
	3520		◇乾電池	1.00
3600 ◇複合材	3600		◇複合材	1.00

別表 2・・【特別管理産業廃棄物の種類および重量換算係数】

報告書に記載する 管理産業廃棄物の種類	特別 コード	特別管理産業廃棄物の種類			重量換算係数 (t/m ³)
		大分類	中分類	小分類	
7000 引火性廃油	7000	燃えやすい廃油			0.90
7010 引火性廃油(特定有害)	7010		燃えやすい廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)		0.90
7100強酸(pH.2.0以下)	7100	ph2. 0以下の廃酸			1.25
7110強酸(pH.2.0以下・特定有害)	7110		ph2. 0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)		1.25
7200強アルカリ(pH.12.5以上)	7200	ph12. 5以上の廃アルカリ			1.13
7200強アルカリ(pH.12.5以上)	7210		ph12. 5以上の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)		1.13
7300 感染性廃棄物	7300	感染性廃棄物			0.30
7400特定有害産業廃棄物	7400	特定有害産業廃棄物			1.00
	7410		廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物		1.00
	7411		廃PCB等		1.00
7400特定有害産業廃棄物	7412		PCB汚染物		1.00
	7413		PCB処理物		1.00
	7421		廃石綿等(飛散性)		0.30
	7422		指定下水汚泥		1.10
	7423		鉱さい(基準値を超える有害物質を含むもの)		1.93
	7424		燃え殻(基準値を超える有害物質を含むもの)		1.14
	7425		廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)		0.90
	7426		汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)		1.10
	7427		廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)		1.25
	7428		廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)		1.13
	7429		ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)		1.26
	7430		処分するために処理したもの(基準値を超える有害物質を含むもの)		1.00
	7440		廃水銀等(処分するために処理したものを含むもの)		13.57

産業廃棄物の体積から重量への換算係数表（参考値）について

本報告書では、自社で産業廃棄物の排出量を「t(トン)」以外で管理している場合でも、「t(トン)」での報告が必要です。

- ・ 自社で換算係数を算出できない場合は、**別表 2**の右欄に記載している重量換算係数を使用し次式により換算できます。（体積及び排出量の推計が難しい場合は、廃棄物の原料製造業者に問い合わせるか、または性状の似た廃棄物を参考に排出量を算出してください。）

$$\text{【重量】 (t)} = \text{【体積】 (m}^3\text{)} \times \text{【重量換算係数】 (t/m}^3\text{)}$$

$$\text{【重量】 (t)} = \text{【リットル】 (ℓ)} \times 0.001 \times \text{【重量換算係数】 (t/m}^3\text{)}$$

注意 1 上記の換算係数はあくまでも 1 立方メートル当たりのトン数 (t/m³)

注意 2 この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値です。

注意 3 「2 t 車 1 台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法があります。

また、自社で換算係数を算出できる場合は、その係数を使用して重量へ換算してください。また、実際に委託した廃棄物の処分場で計測した時の記録など、重量を把握している場合は、それに従ってください。

報告書イメージ図

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和6年度） 報告者：△△△株式会社 代表取締役社長 佐賀太郎 事業場の名称：△△△株式会社 ○○工場

番号	産業廃棄物の種類及びコード	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
3	0700 紙くず	0.2	2		* 自己運搬	佐賀県■△市×△9-2	412000000000	株式会社△△産業	【記入例2】 ①自己運搬
4	0200 汚泥	500	50	410000000000	有限会社○○	佐賀県■△市×△1-2		* 自己処分	②自己処分をした場合
5									【記入例3】 再委託を行った場合 実際に収集運搬や処分を行った再委託者を記入
6	0100 燃えがら	24	3	410000000000	有限会社□○興業	佐賀県○△市1-2	041300000000	株式会社△△処理興	
7									【記入例4】 運搬費を支払って売却した場合
8	1500 がれき類	13	4	410000000000	株式会社□○運送	長崎県○□市×■6-2		* (有償売却)	
9									石綿含有廃棄物は別に記入
10	1500 がれき類	5	2	410000000000	○運送株式会社	佐賀県○市△△10	412000000000	○×産業株式会社	
11	2440 がれき類(石綿含有産業廃棄物)	20	10	410000000000	○運送株式会社	佐賀県○市△△10	412000000000	○×産業株式会社	「通常の産業廃棄物」と「特別管理産業廃棄物」の許可番号は異なります また、「収集運搬」と「処分」の許可番号も異なります
12									
13	7421 廃石綿等(特定有害)	50	70	415000000000	○運送株式会社	佐賀県○市△△10	417000000000	○×産業株式会	
14									
15									